

## 男鹿市規則第1号

### 男鹿市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年男鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助執行）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 市長は、次に掲げる事務について、教育長に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p><b><u>(8) 学校給食に関する事務</u></b></p> <p>3 市長は、次に掲げる事務について、農業委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p><b><u>(3) 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年男鹿市条例第38号）第1条の規定に基づき支給される農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員の実績給の額の決定に関する事務</u></b></p>	<p>（補助執行）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 市長は、次に掲げる事務について、教育長に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>3 市長は、次に掲げる事務について、農業委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

## 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。